



28環共第2324号
平成29年1月13日

福島県環境審議会長 様

福島県知事



福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則で定める
排水指定事業場排水基準等の見直しについて（諮問）

このことについて、福島県生活環境の保全等に関する条例（平成8年福島県条例第32号。以下「条例」という。）第96条第1項に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成8年福島県規則第75号。以下「規則」という。）で定める排水指定事業場排水基準等の見直しについて

2 諮問理由

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針（平成2年環境庁水質保全局長通知）に基づく農薬について、一部削除されるとともに指針値が変更されたため、条例で定める法定外有害物質について、これとの整合性を図るものである。

3 改正内容

- (1) 規則第21条で定める法定外有害物質を変更する。
- (2) 規則別表第5の2で定める排水指定事業場排水基準を変更する。
- (3) 規則別表第6の2で定める地下浸透水が法定外有害物質を含むものとしての要件を変更する。